

特定移入動物(フェレット、プレーリードッグ) を飼養される方へ

フェレットやプレーリードッグは、本来、北海道に生息しない動物です。逃げ出して野生化すると、従来生息している貴重な野生動物を補食し、生態系を破壊するなどの問題を起こす可能性があります。



● フェレット、プレーリードッグを飼養する方は、届出が必要です。

北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼養を開始してから30日以内に、「特定移入動物飼養開始届出書」を提出してください。

● 飼養をやめたときにも、届出が必要です。

飼っていた特定移入動物が死亡したり、他人に譲ったりした場合は、飼養をやめてから30日以内に、「特定移入動物飼養休止(廃止)届出書」を提出してください。

● 届出内容に変更があったときは、速やかにご連絡ください。

引っ越しなどで住所や電話番号が変わったり、婚姻などで氏名が変わったとき、飼養している特定動物の数を増やしたり減らしたときには、速やかに振興局環境生活課までご連絡ください。

● 決して逃がさないようにしましょう。

動物の本能、習性等をよく理解して適切に飼育し、逃がさないようにしましょう。
万が一逃げても、自然界で繁殖しないように、必ず不妊手術を行いましょう。

★ 参考法令 ★ 北海道動物の愛護及び管理に関する条例 【抜粋】

第3節 特定移入動物の飼養

(販売時の説明及び記録の保管)

第13条 特定移入動物の販売を業として行う者(以下「動物販売業者」という。)は、特定移入動物を販売する場合において、購入者に対し、終生飼養する意思を確認し、その動物の本能、習性、飼養方法、疾病の予防、生殖を不能にする手術の必要性等の適切な情報を提供しなければならない。

2 動物販売業者は、規則で定めるところにより、特定移入動物の販売等の取扱実績を記録し、及び保管しなければならない。

(飼養の開始等の届出)

第14条 飼い主が特定移入動物の飼養を開始したときは、その開始の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。飼養を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(飼い主の遵守事項)

第15条 特定移入動物の飼い主は、その飼養する特定移入動物について、本能、習性等を理解して、適切な飼養施設等に收容し、逸走させないように飼養しなければならない。

2 特定移入動物の所有者は、その特定移入動物が逸走し、自然界で繁殖することを防止するため、当該動物の生殖を不能にする手術をするように努めなければならない。

届出先・お問い合わせ先はコチラ！

北海道オホーツク総合振興局 環境生活課 主査(動物管理)

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

電話 0152-41-0632 FAX 0152-44-3122